

県内観光機運醸成 CM プロモーション業務委託仕様書

1 業務の目的

本県の観光 PR において、県外からの誘客を促進するためには、まずは県民自身が本県の魅力を深く理解し、県外に向けて発信する「広告塔（アンバサダー）」としての役割を担うことが重要である。

本業務は、県民の「宮崎の新しい魅力の再発見」を促す CM を制作・放映するとともに、今後様々な観光イベント等で長期的に活用可能な高品質な映像資産を構築することで、県内観光（マイクロツーリズム）の推進、県民の郷土愛の醸成及び県民による本県の魅力発信の機運醸成を図ることを目的とする。

2 業務の名称

県内観光機運醸成 CM プロモーション業務

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託上限額

5,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ 本業務の遂行に必要な一切の経費（企画、撮影・編集費、放映費、権利処理費等）を含むものとする。

5 業務内容

(1) 映像の企画・制作

ア 出演者

- ・ 企画の意図に応じて、知事等の県関係者や地元住民などが出演する内容を提案することも可とする。

イ 制作内容

① CM 放映・Web 配信用動画

県民が「知らなかった」「休日に行ってみたい」「誰かに教えたい」と思えるような、既存の観光資源の新しい楽しみ方や隠れた魅力を伝える内容とすること。

② 観光 PR 用高品質映像素材

①の本編には使用しなかったカットも含め、今後県がイベントや SNS 等で自由に再編集・活用できる高品質な映像素材として整理し納品すること。

ウ 制作規格

- ・ テレビ CM 用、Web 配信等に最適化したフォーマットの映像を制作すること。
- ・ 今後の観光イベント等でも活用できるよう、シネマティックで高品質な映像表現を用いること。

(2) CMの放映・配信

- ・ 制作したCMについて、夏季の観光需要期を中心とした2～3か月程度の放映・配信を実施すること。
- ・ 放映媒体は、県内地上波テレビ放送及びWeb動画広告（TVer等の見逃し配信サービス、YouTube等でのエリア限定配信）などを組み合わせ、限られた予算内で2～3か月程度の、接触頻度と広告効果を最大化する戦略的なメディアプランを立案・実施すること。

6 企画提案に求める事項

参加事業者は、提案書に以下の内容を記載すること。

(1) 全体コンセプト・映像演出案

洗練された映像美により、宮崎の進化と再発見（アップデート）を印象付け、県民の関心を喚起し、具体的な行動へ結びつけるための映像企画案。

(2) 映像資産化への工夫

今後どのようなシーンで再活用できる映像を撮影・納品するかといった「将来の活用」を見据えた提案。

(3) メディアプラン案

ターゲットを絞ったテレビ放映枠の選定やWeb動画広告との効果的な組み合わせなど、費用対効果を高める工夫を明記した具体的な媒体計画。

(4) 業務実施体制・スケジュール案

契約締結から撮影、編集、放映開始、終了までの実施体制や現実的なスケジュールを提示すること。

(5) 過去の類似業務実績

7 成果物

本業務の完了後、速やかに以下の成果物を県に提出すること。

- (1) CM映像データ（テレビ放送用、Web広告用一式）
- (2) 観光PR用高品質映像素材データ（二次利用、再編集を可とする高品質素材集）
- (3) 業務完了報告書
以下の内容を記載すること。
 - ・ 業務計画・スケジュール
 - ・ 実施した業務の内容、放映実績
 - ・ 効果測定
- (4) その他業務を実施する上で作成した資料等

8 委託事業に関する経費の管理等

- (1) 次に掲げる経費は、委託料には含まないものとする。
 - ア 10万円以上の機械装置、器具備品等の備品購入費
 - イ 会議等での食糧費（茶菓の購入経費は除く。）
 - ウ 団体等へ加入するための負担金

エ 租税公課（消費税及び地方消費税は除く。）

オ 特定の個人や個別企業に対する給付経費及びそれに類するもの

(2) 受託者は、委託事業の経理について、本業務に係る経費とその他の業務に係る経費を明確に区分して管理しなければならない。

(3) 受託者は、委託業務に係る次の関係書類を整備の上、委託業務が完了した日が属する会計年度の終了後5年間保存すること。

ア 金銭出納簿等の会計関係帳簿

イ 本事業に従事された方の勤怠管理関係書類

ウ 業務委託契約書等の当該事業執行に関連する契約書

エ その他、協議の上、必要と認められる書類

9 その他留意事項

(1) 受託者は、県に提出した事業計画書等に基づき適切に業務を実施すること。

(2) 受託者は、事業計画書等を変更する必要がある場合は、県と協議の上、変更の承認を受けること。

(3) 納品される成果物（映像素材等）の著作権は県に帰属するものとする。また、出演者の肖像権、使用楽曲や映像素材の著作権等について、県が今後無期限かつ無償で二次利用・再編集できるよう、受託者の責任と負担において必要な権利処理をすべて完了した上で納品すること。

(4) 不適切な表現や、ステルスマーケティングの疑義が生じるコンテンツ制作を厳に避けること。万一、問題が発生した場合は、速やかに県に報告し、誠実な対応を行うための計画を提示すること。

(5) 受託者は、業務を企画運営するに当たり、県と十分な調整を行うこと。

(6) 本仕様書の内容について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない内容については、県と受託者で協議の上、定めるものとする。

※ 本仕様書において定める要件については、公募時点の想定であり、契約予定事業者決定後、速やかに協議を行い、仕様書を確定させるものとする。